

議案第 37 号

橋本市長期総合計画審議会条例の一部を改正する条例について

橋本市長期総合計画審議会条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 29 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市長期総合計画審議会条例の一部を改正する条例

橋本市長期総合計画審議会条例(平成18年橋本市条例第42号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 市民公募により選考された者</u></p> <p><u>(4) その他市長が必要と認める者</u></p> <p>3 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。